

## 保険会社における取締役の適格性

東海大学 小野寺 千世

### 1. はじめに

金融事業を営む会社における取締役に関して、一般事業会社における規制とは異なり、特別な規制がある（銀行法7条の2、保険業法8条の2、会社法331条1項・402条4項参照）。保険業を営む会社については、保険業法8条の2第1項が、保険会社における常務に従事する取締役（委員会設置会社の執行役）に適格性を要求する旨規定している。

保険業法1条は、保険業の「公共性」を保険業法の存在理由として規定しているところ、保険業の「公共性」にかんがみた規制の1つとして、保険会社における取締役の適格性に関する規定が置かれていると考えられる。ただし、本規定によって取締役に求められる「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」および「十分な社会的信用」とは何か、その有無をいかに判断するのかについては法定されておらず、「適格性」の法的概念およびその判断基準を明確にすることが必要と思われる。

### 2. ドイツ保険監督法における業務指揮者の適格性

ドイツ保険監督法7a条1項は、「保険企業の業務指揮者は、信頼性（Zuverlässigkeit）および専門性（Fachliche Eignung）において適格でなければならない。専門性は、保険業に関する十分な理論的かつ実務的な知識ならびに指揮経験が必要である。専門性は、原則として、同種・同等の規模の保険企業における3年間の指揮業務が証明される場合に認められる。業務指揮者は、法律または定款に基づきもしくは欧州共同体加盟国または欧州経済領域協定締約国における支店の外国会社代表者として、保険企業の業務執行権限および代理権限を有する自然人である。2つの保険企業、年金基金、保険持株会社、あるいは保険特別目的会社において業務指揮者として職務を執行している者は、業務指揮者に選任され得ない。同じ保険グループあるいは企業グループの企業が問題とされる場合には、監督官庁が兼任を許可することができる。」と規定している。この規定の趣

## 【創立 70 周年記念大会】

### 第 III セッション

報告要旨：小野寺 千世

---

旨は業務指揮者の人物としての信頼性はもちろん、コンプライアンス・プログラムとの関係で、いわゆるリーガル・リスク・マネージャーとしての適格性を求めることにある。

業務指揮者の信頼性については、人物としての信頼性であり、道徳的誠実性はもちろんのこと、とりわけ将来において企業を適法に指揮することができることへの信頼であると解されている。業務指揮者の候補者が、ある事実から、企業を適法に、誠実に、かつ適切に指揮することができないという結論が導かれる場合には、信頼性が否定されることになる。もっとも、業務指揮者の信頼性が積極的に証明されることは必要であるが、明確な証明は困難であることが指摘されている。専門性については、業務指揮者が専門性を有していなければならないことは規定上明らかであり、説得力のある経歴を提示するなどして、専門性を明確に示さなければならないとされている。そして、保険監督庁は、選任時あるいは業務継続中に保険会社による業務指揮者に関する報告を受け、業務指揮者が適格性を有していない場合には、任用の許可を拒否することができる（保険監督法 8 条 1 項 1 文）。

### 3. 保険業法における取締役の適格性

わが国では、保険会社の取締役選任議案の決定プロセスにおいて保険業法 8 条の 2 に従って求められる適格性の判断は、基本的には各保会社の自主性に委ねるとされている。適格性の具体的な判断基準は法定されておらず、各保険会社における業務の特性等を含め、その時々取締役個人の適格性を総合的に判断することとなるが、実際上は、金融庁による保険会社の取締役等の適格性の判断に関する「保険会社向けの総合的な監督指針 II-1-3」に基準を求めることになると考えられる。しかしながら、監督指針 II-1-3 では、保険業法 8 条の 2 に規定する「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」および「十分な社会的信用」に関して、一定の基準が示されているものの、前者に関しては、必ずしも具体的なものとはいえない。また、後者については、それをいかに証明するかについては必ずしも明らかではないと思われる。

本報告では、ドイツ保険監督法 7a 条 1 項の議論を参照し、保険業法 8 条の 2 にいう「適格性」の法的概念およびその判断基準をより明らかにすべく、検討を行う。